

白山市建物管理業務競争入札参加者資格審査及び指名基準取扱要綱

平成 17 年 2 月 1 日

告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、白山市が発注する建物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の審査及び指名の基準については、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第 2 条 資格審査の申請があったときは、審査項目について審査を行うものとする。

2 審査項目に対して付与する数値は、別表第 1 のとおりとする。

3 競争入札参加申請者が新規に営業を開始したものであるときは、前項及び前々項の規定にかかわらず自己資本額、従業員数その他必要と認める事項について審査すれば足りるものとする。

(競争入札参加資格者名簿)

第 3 条 競争入札参加資格者を決定したときは、競争入札参加資格者名簿を作成するものとする。

(取消し等の通知)

第 4 条 競争入札参加資格者の当該資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、当該者に通知するものとする。

(指名停止)

第 5 条 競争入札参加資格者の指名停止については、白山市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成 17 年白山市告示第 33 号）の例による。

(指名基準)

第 6 条 競争入札参加資格者の指名については、次に掲げる要件を勘案して行うものとする。

(1) 経営状況の悪化又は資産若しくは信用度の低下等の事実がなく、かつ、契約の不履行のおそれがないと認められる者であること。

(2) 発注する業務内容と照らし、法令等の資格要件、経営規模、審査付与数値、従業員の数、所在地等を考慮し、受注できる者であること。

(3) 特別の条件等の理由があるため、特殊な技術又は機械器具を有する者に行わせなければならないと認められる場合にあっては、当該技術又は機械器具を有する者であること。

(4) その事業活動において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、廃棄物の適正処理、再生資源の活用等必要な措置を講じていると認められる者であること。

(入札に参加させる者の数)

第 7 条 前条の規定に基づき、競争入札に参加する者を指名しようとするときは、別表第 2 に定める数の者を指名するものとする。

(随意契約)

第 8 条 随意契約ができる場合において業者を選考するときは、競争入札参加資格者名簿に記載した者の中から選考しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(見積書を徴する者の数)

第 9 条 前条の規定に基づき、見積書を提出させるときは、別表第 3 に定める数の者を選定するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

資 格 審 査 付 与 数 値 表

（1） 営業年数の付与数値

営 業 年 数	審査付与数値
20 年以上	5
10 年以上 20 年未満	4
10 年未満	3

（2） 役員及び従業員数の付与数値

役員数及び従業員数	審査付与数値
30 人以上	5
5 人以上 30 人未満	4
5 人未満	3

（3） 自己資本の額の付与数値

自 己 資 本 の 額	審査付与数値
100,000,000 円以上	10
30,000,000 円以上 100,000,000 円未満	7
5,000,000 円以上 30,000,000 円未満	5
0 円以上 5,000,000 円未満	3
0 円未満	0

（4） 自己資本比率の付与数値

自 己 資 本 比 率	審査付与数値
30%以上	10
20%以上 30%未満	7
10%以上 20%未満	5
0 %以上 10%未満	3
0 %未満	0

(5) 流動比率の付与数値

流 動 比 率	審査付与数値
130%以上	15
110%以上 130%未満	12
90%以上 110%未満	9
70%以上 90%未満	6
70%未満	0

(6) 固定比率の付与数値

固 定 比 率	審査付与数値
0 %以上 100%以下	10
100%超 200%以下	7
200%超 300%以下	5
300%超 400%以下	3
400%超	0
0 %未満	

(7) 総資本経常利益率の付与数値

経 常 利 益 率	審査付与数値
6 %以上	5
3 %以上 6 %未満	4
0 %以上 3 %未満	3
0 %未満	0

(8) 年間請負高の付与数値

年 間 請 負 高	審査付与数値
5, 000, 000, 000 円以上	40
1, 000, 000, 000 円以上 5, 000, 000, 000 円未満	36
500, 000, 000 円以上 1, 000, 000, 000 円未満	32
300, 000, 000 円以上 500, 000, 000 円未満	28
100, 000, 000 円以上 300, 000, 000 円未満	24
50, 000, 000 円以上 100, 000, 000 円未満	20
30, 000, 000 円以上 50, 000, 000 円未満	16
30, 000, 000 円未満	12

別表第 2（第 7 条関係）

指 名 者 数

業務予定金額の範囲	指名する者の数
1, 000, 000 円以上	6 社以上

別表第 3（第 9 条関係）

見 積 書 提 出 者 数

業務予定金額の範囲	見積書を徴する者の数
300, 000 円以上	3 社以上
300, 000 円未満	2 社以上